

誰もが個性や能力を発揮できる

働き方をカエル！

男女共同参画社会の実現をめざして



◆とりくみをはじめるとあって（基本的な考え方）

女性組合員が6割を超える兵教組において、女性組合員が参画し、意見を運動に反映させることは、運動に新たな発想や価値を生み出すこととなり、組合活動の活性化や組織の強化につながります。あらゆる政策・活動計画の基底に男女共同参画の視点をすえ、男女がともに担う兵教組運動をすすめていくこと、女性のエンパワーメントをはかることが重要です。

しかし、兵教組の女性参画率は、2015年度支部執行委員が35.8%、本部においては20%にとどまっています。さらに、長時間労働が日常的な学校現場では、男女ともに組合活動をおこなうことが厳しくなるとともに、多くの女性は、家事・育児・介護等も担っている現実があります。

そこで、本部・支部執行部がリーダーシップをとり、男女共同参画の重要性を組合員に周知し、女性参画の問題点や改善点を共通認識するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を意識した働き方・組合活動の見直しをおこないます。さらに、女性が意思決定の場に参画できるしくみの整備や誰もが参加しやすい環境づくりにより、組織の活性化につなげていきましょう。

◆女性参画をめぐる状況

年	国の動向	連合・日教組のとりくみ
1985	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」制定	
1991		連合「男女平等参画推進計画」策定
1996		日教組「女性の参画推進をめざす日教組行動計画」決定
1999	「男女共同参画社会基本法」制定	
2000	「男女共同参画基本計画」策定	
2006		日教組「第二次女性参画推進行動計画」
2011	「第3次男女共同参画基本計画」 (民主党政権時)	
2013		連合「第4次男女平等参画推進計画」 連合兵庫「第3次男女平等参画推進計画」
2015	「女性活躍推進法」成立 「第4次男女共同参画基本計画」	日教組「第三次女性参画推進行動計画」

この間、日教組第二次計画において「定期大会代議員の女性参画50%の実現」を掲げてきましたが、2014年時点で目標に対し30%前後にとどまっています。これは、単組本部の女性専従役員(2014年全国平均19.9%、兵教組20%)が少ないことが要因と考えられ、専従役員の女性参画をすすめていく必要があります。

◆兵教組男女共同参画推進委員会

- (1) 組織強化検討委員・本部女性部三役・本部女性役員(専門委員)で構成する。
- (2) 女性参画がすすまない要因を調査・分析し、推進行動計画を策定する。
- (3) 推進行動計画の進捗状況の点検、各種会議への参加のあり方について検討をおこなう。

兵教組男女共同参画推進行動計画

◆とりくみ方針

男女共同参画の重要性を認識し、働き方・組合活動の見直しをおこなうとともに、方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の声を政策や運動に反映させる。

◆具体的なとりくみ

	本部のとりくみ	支部・分会のとりくみ
(1) 組織改革	①「兵教組男女共同参画推進委員会」を設置し、とりくみを推進する。 ②学校運営や組合活動への女性参画がすすまない要因を明らかにし、参画しやすい条件整備をすすめる。 ③あらゆる活動計画の基本にジェンダーの視点をすえ、女性参画率の向上をめざす。	①支部大会等の議案に男女共同参画にむけたとりくみを明記する。 ②女性参画にむけた環境整備をはかる。 <ul style="list-style-type: none"> ・内容の精選 ・開始・終了時刻の厳守 ・託児所の設置
(2) 意識改革	①学習の機会を提供し、諸課題について学習を深め、女性自身のエンパワーメントをはかり、女性役員を育成・支援するとともに、男性の意識改革にとりくむ。 ②日教組・連合等の開催する学習会に参加し、他府県・他労組との連携・交流をはかる。	①本部主催の学習会等に参加し、諸課題について学習を深め、女性自身がエンパワーメントをはかるとともに、支部学習会等を企画し、女性リーダー・女性役員の育成や支援にとりくむ。 ②女性組合員自らが意思決定の場への参加の意義について自覚し、参画する。
(3) 職場改革	①雇用における男女平等をめざし、労働者としての権利行使や勤務時間の適正化により、男女がともに仕事と生活を両立でき、多様な働き方ができる協力・協働の職場づくりにとりくむ。 ②退職状況調査、権利行使調査等を実施し、定年前退職状況やその背景を把握し、結果をもとに対策にとりくむ。 ③県教委に対して、休暇制度の拡充など、男女がともに働き続けられる労働条件に関する申し入れをおこなう。 ④県教委に対して、女性管理職 2020 年 30% 実現にむけての具体策をもとめる。	①男女がともにその能力・個性を十分に生かし、子育てや介護などのライフステージに応じた多様な働き方ができるよう、「権利の学習会」等を開催し、休暇制度等を周知し、行使しやすい職場づくりにとりくむ。 ②学校運営が固定的性別役割分業観を前提におこなわれることがないよう留意し、校務分掌などをジェンダーの視点(※)から見直す。 ※ジェンダー(社会的・文化的につくられた性差や性別)にもとづく固定的な考え方や偏見を敏感に感じ取り、差別をなくしていくという視点 ③支部は、男女別更衣室・休憩室等の設置等を地教委にもとめる。



◆女性参画率目標値(2025年度末までに) ※白抜き数字の数値は、開会時に報告する。

- ①本部主催の各種集会・学習会等…50% ②支部執行委員…50% ③支部三役…30%
 ④兵教組大会代議員…30% ⑤本部・地区専従役員…30% ⑥日教組大会代議員…50%

誰もが働きやすい職場、男女共同参画社会の実現にむけ、ともにがんばりましょう

